

青森県・函館観光「キャッチフレーズ」及び「マスコットキャラクター」使用に関する要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、青森県・函館観光キャッチフレーズ「ひと旅 ふた旅、めぐる旅 青森・函館」及び同マスコットキャラクター「いくべえ」に係るデザイン等（以下「デザイン等」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（使用の許可）

第2条 デザイン等を使用しようとする者（以下「使用申請者」という。）は、あらかじめ使用許可申請を行い、公益社団法人青森県観光連盟理事長（以下、「理事長」という。）の許可を受けなければならない。

2 使用許可を受けた事項を変更する場合も、同様とする。

3 理事長は、第1項の規定により許可をする場合においては、条件を付することができる。

4 理事長は、使用申請者が第1項及び第2項の規定による使用許可申請に要した費用については、一切の責任を負わないものとする。

（使用許可の期間）

第3条 デザイン等に係る使用許可の期間は、使用を許可した日から起算して1年間とする。

2 使用許可の期間満了後において、引き続きデザイン等を使用しようとするときは、改めて前条の許可を受けなければならない。

（使用許可の制限）

第4条 理事長は、次の各号のいずれかに該当するときは、デザイン等の使用を許可しないものとする。

(1) 法令及び公序良俗に反するものと認めるとき。

(2) デザイン等の使用によって誤認または混同を生じさせるおそれがあると認めるとき。

(3) デザイン等あるいは青森県・北海道道南地域のイメージを損なうおそれがあると認めるとき。

(4) 立体物で、その表現がデザイン等の立体物と認められないとき。

(5) 宗教的活動・行事、政治活動等に使用するとき。

(6) その他デザイン等の使用が適当でないとき。

（使用許可の取消し）

第5条 理事長は、第2条の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。

(1) 使用者がこの要綱またはこの要綱に基づく取扱要領に違反したとき。

(2) 使用者が第2条第3項の使用の許可の条件に違反したとき。

(3) 前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

2 理事長は、前項の規定により使用の許可の取消しにより使用者に生じた損害については、一切の責任を負わないものとする。

(使用責任)

第 6 条 使用者は、デザイン等の使用物等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、公益社団法人青森県観光連盟（以下「連盟」という。）に迷惑を及ぼさないよう処理しなければならない。

2 使用者が、デザイン等の使用に際して、故意又は過失により連盟に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(第三者に対する権利侵害)

第 7 条 理事長は、使用者がデザイン等の使用により第三者の権利を侵害するに至ったときにおいても、その侵害についての一切の責を負わないものとする。

(個人情報の取扱い)

第 8 条 理事長は、デザイン等に係る使用の許可に当たり取得した使用申請者及び使用者の個人情報を、公益社団法人青森県観光連盟個人情報保護要綱に基づき、適正に取り扱わなければならない。

(使用料)

第 9 条 デザイン等の使用料は、当面の間、無料とする。

(目的外使用および権利譲渡の禁止)

第 10 条 使用者は、第 2 条の許可を受けた事項以外の目的にデザイン等を使用し、またはその権利を譲渡し、もしくは転貸することができない。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

青森県・函館観光「キャッチフレーズ」及び「マスコットキャラクター」使用取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、青森県・函館観光「キャッチフレーズ」及び「マスコットキャラクター」使用に関する要綱（以下「要綱」という。）第11条の規定に基づき、デザイン等（要綱第1条に規定するデザイン等をいう。以下同じ。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用申請および使用許可)

第2条 要綱第2条第1項の規定により、デザイン等の使用許可を受けようとする者は、青森県・函館観光「キャッチフレーズ」及び「マスコットキャラクター」使用許可申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）に次の書類を添えて、公益社団法人青森県観光連盟理事長（以下、「理事長」という。）に提出しなければならない。

- (1) デザイン等の使用状況がわかる使用物等の見本等
- (2) その他理事長が必要と認める書類

2 前項の規定により使用許可を受けようとする者のうち、青森県及び北海道道南地域の観光振興に寄与すると認められる場合、次に掲げる者は申請書の提出を省略することができる。

- (1) 国または地方公共団体
- (2) 青森県・函館観光キャンペーン推進委員会会員
- (3) 公共交通機関
- (4) 旅行業者
- (5) その他理事長が申請を要しないと認める者

3 理事長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し、青森県・函館観光「キャッチフレーズ」及び「マスコットキャラクター」使用許可書（別記様式第2号。以下「使用許可書」という。）または青森県・函館観光「キャッチフレーズ」及び「マスコットキャラクター」使用不許可書（別記様式第3号）により通知するものとする。

(使用上の遵守事項)

第3条 第2条第3項の使用許可書の通知を受けた者（以下「使用者」という。）は、要綱に定めるもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) マスコットキャラクターに関しては「®」を使用物等に明示すると共に、「(C) 青森県観光連盟2014」の表記にも努めること。
- (2) 関係法令を遵守し、青森県及び北海道道南地域のイメージ低下を招くことのないように努めること。
- (3) 第三者がデザイン等を侵害し、または侵害しようとしている事実を発見した場合は、直ちに公益社団法人青森県観光連盟（以下、「連盟」という。）に連絡すること。
- (4) 第三者との係争、審判、訴訟等について、連盟に協力して対処し、具体的措置の方法、費用負担等については、その都度両者協議して決定すること。
- (5) 使用者は、デザイン等を付した使用物等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、連盟に迷惑を及ぼさないよう処理すること。
- (6) 連盟から要請があった場合は、速やかにデザイン等の使用実態を報告し、または使用商品等を提出すること。
- (7) 使用者が、デザイン等の使用に際して、故意または過失により連盟に損害を与えた場合、これによって生じた損害を連盟に賠償すること。

(使用許可の変更)

第4条 使用者は、使用許可を受けた事項に変更が生じるときは、青森県・函館観光「キャッチフレーズ」及び「マスコットキャラクター」使用許可変更申請書（別記様式第4号）に使用許可書および変更後の見本を添えて理事長に提出し、改めて変更後の使用許可書の交付を受けなければならない。ただし、見本を添付できない場合は、デザイン等使用物等が確認できる写真等を添付するものとする。

(使用許可取消しの申請)

第5条 使用者は、デザイン等を使用する必要がなくなったときは、青森県・函館観光「キャッチフレーズ」及び「マスコットキャラクター」の使用許可取消届（別記様式第5号）に、使用許可書（変更があったときは変更後のもの）を添えて理事長に提出しなければならない。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年6月1日から施行する。

別記 様式第1号(第2条第1項関係)

年 月 日

(公社)青森県観光連盟 理事長 様

使用申請者 住所
氏名

⑩

(担当者氏名)

青森県・函館観光「キャッチフレーズ」及び「マスコットキャラクター」使用許可申請書

下記のデザイン等の使用について、裏面許可条件を遵守いたしますので、許可されるよう申請します。

記

- 1 使用デザイン等 キャッチフレーズ・マスコットキャラクター (該当するものを○で囲む)
- 2 使用目的
- 3 使用物等
- 4 使用物等数量
- 5 使用期間
- 6 備考

※使用物等の見本(写真等)を必ず添付すること。

(申請書裏面)

青森県・函館観光「キャッチフレーズ」及び「マスコットキャラクター」使用に係る許可条件

- 1 マスコットキャラクターに関しては「®」を、使用商品等に明示すると共に「(C) 青森県観光連盟 2014」の表記にも努めること。
- 2 関係法令を遵守し、青森県及び北海道道南地域のイメージ低下を招くことのないように努めること。
- 3 第三者がデザイン等を侵害し、または侵害しようとしている事実を発見した場合は、直ちに公益社団法人青森県観光連盟（以下、「連盟」という。）に連絡すること。
- 4 第三者との係争、審判、訴訟等について、連盟に協力して対処し、具体的措置の方法、費用負担等については、その都度両者協議して決定すること。
- 5 使用者は、デザイン等を付した使用物等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、連盟に迷惑を及ぼさないよう処理すること。
- 6 連盟から要請があった場合は、速やかにデザイン等の使用実態を報告し、または使用物等を提出すること。
- 7 使用者が、デザイン等の使用に際して、故意または過失により連盟に損害を与えた場合、これによって生じた損害を連盟に賠償すること。
- 8 使用許可を受けた事項を変更する場合は、青森県・函館観光「キャッチフレーズ」及び「マスコットキャラクター」使用許可変更申請書（別記様式第4号）を理事長に提出すること。
- 9 デザイン等を使用する必要がなくなったときは、青森県・函館観光「キャッチフレーズ」及び「マスコットキャラクター」使用許可取消届（別記様式第5号）を添えて理事長に提出すること。
- 10 その他、本件デザイン等使用に関する規定に違反する行為を行わないこと。

様式第 2 号(第 2 条第 3 項関係)

青森県・函館観光「キャッチフレーズ」及び「マスコットキャラクター」使用許可書

使用者の住所 および氏名	
使用デザイン等	(該当するものを○で囲む) 「キャッチフレーズ」・「マスコットキャラクター」
使用目的	
使用物等	
使用期間	年 月 日 から 年 月 日
承認番号	青観連第 号
備考	

許可条件

裏面記載の許可条件を遵守すること。

上記のとおり、青森県・函館観光「キャッチフレーズ」及び「マスコットキャラクター」使用を許可します。

年 月 日

公益社団法人青森県観光連盟理事長 ㊤

(許可書裏面)

青森県・函館観光「キャッチフレーズ」及び「マスコットキャラクター」使用に係る許可条件

- 1 マスコットキャラクターに関しては「®」を、使用物等に明示すると共に「(C) 青森県観光連盟 2014」の表記にも努めること。
- 2 関係法令を遵守し、青森県及び北海道道南地域のイメージ低下を招くことのないように努めること。
- 3 第三者がデザイン等を侵害し、または侵害しようとしている事実を発見した場合は、直ちに公益社団法人青森県観光連盟（以下、「連盟」という。）に連絡すること。
- 4 第三者との係争、審判、訴訟等について、連盟に協力して対処し、具体的措置の方法、費用負担等については、その都度両者協議して決定すること。
- 5 使用者は、デザイン等を付した使用物等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、連盟に迷惑を及ぼさないよう処理すること。
- 6 連盟から要請があった場合は、速やかにデザイン等の使用実態を報告し、または使用物等を提出すること。
- 7 使用者が、デザイン等の使用に際して、故意または過失により連盟に損害を与えた場合、これによって生じた損害を連盟に賠償すること。
- 8 使用許可を受けた事項を変更する場合は、青森県・函館観光「キャッチフレーズ」及び「マスコットキャラクター」使用許可変更申請書（別記様式第4号）を理事長に提出すること。
- 9 デザイン等を使用する必要がなくなったときは、青森県・函館観光「キャッチフレーズ」及び「マスコットキャラクター」使用許可取消届（別記様式第5号）を添えて理事長に提出すること。
- 10 その他、本件デザイン等使用に関する規定に違反する行為を行わないこと。

様式第 3 号(第 2 条第 3 項関係)

年 月 日

様

(公社)青森県観光連盟 理事長 ㊟

青森県・函館観光「キャッチフレーズ」及び「マスコットキャラクター」使用不許可書

平成 年 月 日付けで申請のあった青森県・函館観光「キャッチフレーズ」及び「マスコットキャラクター」使用許可申請については、下記の理由により不許可としましたので通知します。

記

不許可の理由

様式第 4 号(第 4 条関係)

年 月 日

(公社)青森県観光連盟 理事長 様

使用者 住所
氏名 ⑩
(担当者氏名)

青森県・函館観光「キャッチフレーズ」及び「マスコットキャラクター」使用許可変更申請書

下記のとおり使用許可を受けた事項について変更したいので、申請します。

記

使用デザイン等	
使用許可承認番号	
使用物等	
変更する事項	
変更の理由	

備考

使用許可書および変更後の見本(写真等)を必ず添付すること。

様式第 5 号(第 5 条関係)

年 月 日

(公社)青森県観光連盟 理事長 様

使用者 住所

氏名

(担当者氏名

印

)

青森県・函館観光「キャッチフレーズ」及び「マスコットキャラクター」使用許可取消届

下記の理由により、デザイン等を使用しないので、届け出ます。

記

使用許可承認番号	
使用物等	
届出の理由	
備考	